

## ○静岡県地震対策推進条例施行規則

平成8年3月29日

規則第7号

静岡県地震対策推進条例施行規則をここに制定する。

## 静岡県地震対策推進条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (避難路)

第2条 条例第15条第5項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路(市町村地域防災計画において幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。)とする。

- (1) 地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。)から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項及び第2項の道路

(一部改正〔平成28年規則57号〕)

## (自動販売機の据付け基準)

第3条 条例第18条第1項の規則で定める自動販売機の据付け基準は、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)B8562に定める基準(以下「日本産業規格の基準」という。)とする。ただし、日本産業規格の基準により難しい場合においては、日本産業規格の基準によるものと同様以上の据付けの安全性が確保される基準とする。

(一部改正〔令和元年規則3号〕)

## (判定士の身分証明書)

第4条 条例第32条第4項の身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

## (災害応急対策に関する協定)

第5条 条例第35条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 情報の収集及び伝達等に関する事項
- (2) 被災者の救助に必要な収容施設の提供に関する事項
- (3) 被災者の救助に必要な食料、生活必需品等の供給に関する事項

- (4) 物資等の緊急輸送に関する事項
- (5) 救出救助及び医療救護に関する事項
- (6) 公共の施設及び設備の応急復旧等に関する事項
- (7) 交通指導に関する事項
- (8) 被災地域の社会的安全に関する事項
- (9) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (10) その他災害応急対策の実施のため必要な事項

(立入調査員の身分証明書)

第6条 条例第37条第2項の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第36号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第90号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

---

○市町村合併により村が廃されたことに伴う関係規則の整理に関する規則  
(抄)

平成19年3月20日規則第1号

(静岡県地震対策推進条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に交付されている前条の規定による改正前の静岡県地震対策推進条例施行規則様式第1号による身分証明書は、同条の規定による改正後の静岡県地震対策推進条例施行規則様式第1号による身分証明書とみなす。

附 則(平成19年3月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

---

附 則(平成28年10月25日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第3号)

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

様式第1号(第4条関係)(用紙 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)  
(一部改正〔平成19年規則1号〕)

(表)

第	号
静岡県地震被災建築物応急危険度判定士身分証明書	
氏名	
生年月日	
登録証番号	
登録年月日	
上記の者は、静岡県地震対策推進条例第32条第3項の規定により、被災建築物の応急危険度判定をするため立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
静岡県知事	氏 名 印

(裏)

静岡県地震対策推進条例(抜粋)
(応急危険度判定士)
第32条
2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。
3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。
4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第2号(第6条関係)(用紙 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)  
(一部改正〔平成19年規則1号〕)

(表)

	第	号
身分証明書		
所属		
職名		
氏名		
生年月日		
上記の者は、静岡県地震対策推進条例第37条第1項の規定により、立入調査又は質問をする職員であることを証明する。		
	年	月 日
静岡県知事	又 は	氏 名 印
市町長		

(裏)

<p>静岡県地震対策推進条例(抜粋)</p> <p>(資料の提出、報告、調査等)</p> <p>第37条 知事は、第15条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---



## 静岡県地震災害警戒本部条例

昭和54年10月29日 条例第30号  
改正 平成17年 3月25日 条例第 3号

### (趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第17条第9項の規定に基づき、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 地震災害警戒副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

### (部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員又は本部職員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (方面本部)

第4条 警戒本部に方面本部を置く。

2 前項の方面本部に属すべき本部職員（以下「方面本部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 第1項の方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員がこれに当たる。

### (委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

〈平成17年3月25日条例第3号〉

# 静岡県地震災害警戒本部等運営要領

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第17条及び静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年静岡県条例第30号）第5条に基づく静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに静岡県地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する情報発表時の配備体制に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

## 第2章 警 戒 本 部

### (組織及び分掌事務)

第2条 県庁に設置する警戒本部に、その事務を処理するため別表本部の1に掲げる指令部（以下「指令部」という。）及びその他の部（以下「各部」という。）を置く。

2 指令部は、県の地震防災応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌し、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる班（以下「指令部各班」という。）を置き、別表本部の3の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表本部の1に掲げる班（以下「各部各班」という。）を置き、別表本部の4に掲げる事務を分掌する。

4 警戒本部を設置したときは、県庁別館及び静岡県危機管理センターに「静岡県地震災害警戒本部」の表示をする。

### (副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び警察本部長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

3 副本部長のうち、担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する。

### (危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部員及び部長を指揮し災害対策本部の事務を処理する。

2 危機管理監は、指令部長として指令部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。

3 危機管理監に事故があるときは、危機管理監代理がその職務を代理する。

### (危機管理監補佐)

第3条の3 危機管理監補佐は、別表本部の2に掲げる者をもって充て、危機管理監の命を受け、災害応急対策に関する各部間の総合調整を行う。

### (本部員)

第4条 本部員は、別表本部の5に掲げる職にある者をもって充てる。

### (指令部各班)

第5条 指令部各班に班長（以下「指令部各班長」という。）を置く。

2 指令部各班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、指令部長を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。

3 指令部各班長は、第8条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告する。

4 指令部各班は、指令部各班において地震防災応急対策に従事する職員（以下「指令部各班員」という。）をもって構成し、指令部各班員は、関係部局長の推薦に基づき危機

管理監があらかじめ定めておくものとする。

- 5 指令部各班長は、地震防災応急対策が円滑に行われるように、指令部各班員の勤務ローテーションについてあらかじめ定めておくものとする。
- 6 危機管理監は地震防災応急対策の実施状況に応じ、指令部各班員等の構成を変更することができる。
- 7 指令部各班員は、警戒本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

#### (各部各班)

第6条 各部に部長及び危機担当監を、各部各班に班長を置く。

- 2 部長は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機担当監は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。
- 4 危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者（以下「危機担当監代理」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 5 各部各班の班長は、別表本部2に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 6 各部各班の班長は、所管する職員の中から、地震防災応急対策に従事する職員（以下「各部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 7 部長は、勤務外において、各部各班員が不足し、初動体制の確保が困難な班（第22条に定める方面本部各班を含む。）がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。
- 8 各部各班員の指定にあたっては、地震防災応急対策が円滑に行なわれるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 9 本部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ各部各班及び各部各班員の構成を変更することができる。
- 10 部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。
- 11 各部は、円滑な災害応急対策等を行うため、指令部と連携を密にするものとする。特に、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部においては、班員を危機管理センターに派遣し、相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

#### (業務調整要員)

第7条 本部員、指令部各班員及び各部各班員以外の職員（以下「業務調整要員」という。）については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

#### (本部員会議)

第8条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあつては、部長が指定する危機担当監1名が代表する）をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長に出席を求めることができる。
- 3 県職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との連絡調整に当たするため、必要に応じ警戒本部に参集し、又はその代理者を警戒本部に派遣することができる。また、本部長は、県職員以外の本部員又はその代理者の警戒本部への派遣を要請することができる。
- 4 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要

に応じて、本部員会議に報告する。

- 5 県職員以外の本部員又はその代理者は、必要に応じて、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

**(対策会議)**

第8条の2 複数の部にまたがる地震防災応急対策に迅速に対処するため、警戒本部が設置された時をもって、本部内に対策会議を設置する。

- 2 対策会議は、危機管理監及び危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者をもって構成し、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。
- 3 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。
- 4 危機管理監は、情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

**(班長会議)**

第9条 指令部総括班長は、地震防災応急対策について、指令部各班及び各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を開催する。

- 2 班長会議は、関係班長をもって構成する。

**(配備体制)**

第10条 東海地震に関連する情報の発表があったときは、別表共通の1に定める配備体制をとる。

- 2 本部長、副本部長、本部員、指令部各班員、各部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2に定める。
- 3 勤務外における連絡体制は別に定める。
- 4 第5条及び第6条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

**(班員の参集状況報告等)**

第11条 指令部各班長及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

**(地震防災応急対策に従事する要員の方面本部等に対する派遣)**

第12条 本部長は、警戒本部において地震防災応急対策に従事する要員を必要に応じ、方面本部等に派遣することができる。

**(警戒本部の廃止)**

第13条 本部長は、法第19条第2項の規定により警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

**(関係機関への連絡)**

第14条 本部長は警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

- (1) 国の地震災害警戒本部長
- (2) 消防庁長官
- (3) 防災関係機関の長
- (4) 市町長
- (5) その他の機関の長

**(災害対策本部への引継)**

第15条 大規模地震が発生し、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が

設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、警戒本部は廃止する。

- 2 前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引継ぐ。
- 3 第1項の規定により警戒本部を廃止したときは、前条第1項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

### 第3章 方面本部

#### (方面本部の設置)

第16条 警戒本部の地方組織として、別表方面本部の2に掲げる方面本部を置く。

#### (組織及び分掌事務)

第17条 方面本部に方面本部長、副方面本部長及び方面本部員を置く。

- 2 方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の1に掲げる指令班（以下「方面本部指令班」という。）及びその他の各班（以下「方面本部各班」という。）を置く。
- 3 方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の2に定めるところによる。
- 4 方面本部各班は、別表方面本部の3に掲げる事務を分掌する。
- 5 方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県地震災害警戒本部〇〇方面本部」の表示をする。

#### (方面本部長)

第18条 方面本部長は、地域局長をもって充てる。

- 2 方面本部長は、方面本部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 方面本部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。

#### (副方面本部長)

第19条 副方面本部長は、地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、方面本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

#### (方面本部員)

第20条 方面本部員は、別表方面本部の2に掲げる者をもって充てる。

#### (方面本部指令班)

第21条 方面本部指令班は、方面本部の事務を処理し、方面本部の地震防災応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町災害対策本部の運営を支援する。

- 2 方面本部指令班長は、地域局の職員のうち、あらかじめ地域局長が指定した職員をもって充てる。
- 3 方面本部指令班長は、方面本部長を補佐し、所属の要員を指揮監督するとともに、第24条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について報告する。
- 4 方面本部指令班は、方面本部指令班において災害応急対策に従事する職員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成し、方面本部指令班員は、関係所属長の推薦に基づき地域局長があらかじめ定めておくものとする。
- 5 方面本部指令班には、別表方面本部の3に掲げる係又はスタッフ（以下、「係等」という。）を置き、災害応急対策に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。
- 6 係等に係長又はスタッフ長を置く。
- 7 方面本部指令班長は、災害の状況に応じ、方面本部指令班員の構成を変更することができる。

8 方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。

#### (方面本部各班)

第22条 方面本部各班長は別表方面本部の2に定める出先機関の長をもって充てる。また、班長が副方面本部長である場合には班ごとに適宜上位等級者をもって充てる。

2 方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する職員を指揮監督する。

3 地域局長が指名する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。

4 方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、地震防災応急対策に従事する要員(以下「方面本部各班員」という。)をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域局長があらかじめ定めておくものとする。

5 方面本部各班の班長は、勤務外において、方面本部各班員が不足し、初動体制確保が困難な場合は、警戒本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。

6 方面本部各班員の指定にあたっては、地震防災応急対策が円滑に行なわれるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。

7 方面本部各班の班長は、地震防災応急対策の実施状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。

8 方面本部各班は、円滑な災害応急対策を行うため、方面本部指令班と連絡を密にするものとする。特に、健康福祉班及び土木班は、班員を方面本部室に派遣し、方面本部指令班との相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

#### (業務調整要員)

第23条 方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員(以下「業務調整要員」という。)については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

2 総合庁舎で業務に就く指令班駐在は、参集した業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在業務に従事させることができる。

#### (方面本部員会議)

第24条 方面本部長は、方面本部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

2 方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の所属する班の副班長をもって構成する。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長等に出席を求めることができる。

3 方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。

4 方面本部長は、方面本部の所管区域を所管する防災関係機関(以下「方面本部防災関係機関」という。)の長又は代理者の方面本部員会議への出席を求め、又は必要な資料の提供を求めることができる。

#### (方面本部対策会議)

第24条の2 複数の班にまたがる地震防災応急対策に迅速に対処するため、方面本部に方面本部対策会議を設置する。

2 方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。

3 副班長は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。

4 方面本部長は、情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

**(防災関係機関との連携)**

第25条 方面本部長は、方面本部防災関係機関の長に対し連絡員の派遣を要請することができる。

**(配備体制)**

第26条 警戒宣言が発令されたときは、別表共通の1に定める配備体制をとる。

2 方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2に定める。

3 勤務外における連絡体制は別に定める。

4 第21条及び第22条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

**(班員の参集状況等)**

第27条 方面本部の各班長は、班員（業務調整要員含む。）の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

2 方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

**(市町情報収集要員)**

第28条 方面本部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ指名した職員（以下「市町情報収集要員」という。）を市町災害対策本部に派遣することができる。

2 市町情報収集要員は、派遣された市町に関する情報の収集及び連絡調整等を行うものとする。

**(方面本部の廃止)**

第29条 方面本部は警戒本部が廃止されたときは廃止する。

**(災害対策本部方面本部への引継)**

第30条 大規模地震が発生し災害対策本部方面本部が設置されたときは、第15条第2項の規定に準じて、警戒本部の方面本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、当該方面本部に引継ぐ。

**第4章 東海地震注意情報発表時の体制及び事務**

**(配備体制及び動員計画)**

第31条 東海地震注意情報が発表されたときは、別表共通の1に定める配備体制をとり、要員の動員計画は別表共通の2に定める動員区分によるものとする。

2 勤務外における連絡体制は別に定める。

**(警戒本部設置前の体制及び事務)**

第32条 前条第1項の規定に基づき配備についた知事、副知事、警察本部長及びその他の部局長は、直ちに別館5階危機管理センターに参集し、地震防災応急対策の準備等、必要に応じて協議を行う。

2 指令部各班長等及び指令部各班員は、直ちに指定された配置場所に参集し、別表本部の2に掲げる班に準じた体制をとり、別表本部の3に掲げる事務の準備等を行う。

3 各部各班の部長、危機担当監、班長及び各部各班員は、直ちに別表本部の2に掲げる部及び班に参集し、同表に掲げる部及び班に準じた体制をとり、別表本部の4に掲げる事務の準備等を行う。

4 前3項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

5 第8条、第8条の2、第9条、第11条及び第12条の規定は、地震防災応急対策の準備

等に必要な場合に準用することができる。

#### (方面本部設置前の体制及び事務)

第33条 方面本部長、副方面本部長、方面本部各班長及び方面本部各班員は、直ちに別表方面本部の2に掲げる班に参集し、同表に掲げる班に準じた体制をとり、別表方面本部の3に掲げる事務の準備等を行う。

2 前項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

3 第23条、第24条、第24条の2、第25条及び第28条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

### 第5章 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制及び事務

#### (配備体制及び事務)

第34条 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは別表共通の1に定める配備体制をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

2 勤務外における連絡体制は別に定める。

### 第6章 服務等

#### (勤務外における職員の措置)

第35条 職員は、勤務外において東海地震注意情報が発表されたときは、別表共通の2の区分により参集し、本部又は方面本部の設置の準備等に従事し、さらに警戒宣言が発令されたときは、引き続き所定の場所において防災業務に従事するものとする。

#### (本部員及び職員の心構え)

第36条 本部員及び職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊等防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、警戒本部又は方面本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

### 第7章 平常時対策

#### (平常時対策の推進)

第37条 部局長及び出先機関の所属長は、本庁及び出先機関の本庁及び出先機関の平常時対策を推進するとともに、進捗状況を管理する。

#### (地震防災応急対策に関する研修及び訓練)

第38条 指令部各班長、部局長及び出先機関の所属長は、警戒本部及び方面本部設置時における職員の迅速かつ的確な初動対応行動を確保するため、地震防災応急対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

2 職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

### 第8章 雑則

第39条 前各条に定めるもののほか、警戒本部等の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この要領は、昭和54年11月14日から施行する。

この改正は、昭和57年5月18日から施行する。

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。



この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。  
この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 15 年 7 月 25 日から施行する。  
この改正は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。  
この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 17 年 8 月 10 日から施行する。  
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。  
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表共通の1 「東海地震に関連する情報の発表時等の配備体制とその基準」

配備体制	配備基準	配備局等
<p>事前配備体制</p> <p>【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制</p>	<p>気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき</p>	<p>(本庁) 知事戦略局広聴広報課、危機管理部、文化・観光部空港振興局、交通基盤部 (出先機関) 地域局、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所</p>
<p>【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）</p>	<p>気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき</p>	<p>県職員全員</p>
<p>【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制</p>	<p>「警戒宣言」が発令されたとき</p>	<p>県職員全員</p>

## 別表共通の2 「地震防災応急対策要員動員計画」

区分		時点	
		①「東海地震注意情報」発表時	②「警戒宣言」発令時
災害対策本部	本部長	勤務中	
	副本部長	勤務外	
	本部長	①の場合、直ちに地震災害警戒本部設置準備体制に就く	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部設置準備体制に就く
	指令部各職員	②の場合、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部の業務に就く
	各各職員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部設置準備体制に就く※1	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部設置準備体制に就く※1
		②の場合、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く※1	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部の業務に就く※1
	方面本部長	①の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く
	副本本部長	②の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部の業務に就く	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部の業務に就く
	方面本部長	①の場合、勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※1	①の場合、直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※1
	方面本部長	②の場合、勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※1	②の場合、直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※1
方面本部	方面本部各職員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く※1	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く※1
		②の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部の業務に就く※1	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部の業務に就く※1
共通	拠点要員	①、②とも直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※1	①、②とも直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※1
	業務調整要員	①、②とも勤務する所属で待機し、指示された業務に就く※1	①の場合、原則として勤務する所属に参集・待機し、指示された業務に就く。ただし、深夜等のため通常の通勤手段では勤務する所属に参集できない場合は、あらかじめ定められた参集先に参集し業務に就く。※2 ②の場合、あらかじめ定められた参集先に参集し業務に就く。

※1 勤務内又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先含む）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。

※2 直ちに居住地周辺の総合庁舎（静岡市内に居住する県庁勤務者は県庁）に参集する。

（注）表中の勤務中・勤務外は、東海地震注意情報の発表又は東海地震等の大規模地震災害発生発生の時点を示す。なお、「勤務中」とは勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は「勤務中」に該当する。



## 別表本部の2 「静岡県地震災害警戒本部編制表」

区 分	構 成 員	
本部長	知事（大規模地震対策特別措置法第17条第1項に規定）	
副本部長	副知事（担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する）、警察本部長	
本部員	危機管理監	危機管理監
	危機管理監補佐	危機管理部長兼危機管理監代理
	その他	教育長、知事戦略監、地域外交監、政策推進担当部長、危機管理部長代理兼危機管理監代理、危機報道監兼危機管理監代理、経営管理部長、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長
本部員会議	本部長、副本部長、本部員、危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあつては、部長が指定する危機担当監1名）	
対策会議	危機管理監、危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者	
部及び各班	部長及び危機担当監、班長	班 員
指令部	部長	危機管理監、 危機管理部長兼危機管理監代理、危機管理部長代理兼危機管理監代理、 危機報道監兼危機管理監代理、危機管理部長（防災対策担当）、危機管理部長（災害医療）、 危機管理部長（防災技術）、知事戦略局長
	総括班	危機政策課長
	総務班	危機管理部総務課長
	対策班	危機対策課長
	情報班	危機情報課長
	広報班	広報広聴課長
	原子力班	原子力安全対策課長
	通信班	危機対策課長
関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める		
知事直轄部	部長	知事戦略監、地域外交監、政策推進担当部長
	危機担当監	知事戦略局長、地域外交局長、政策推進局長
	知事直轄総務班	総務課長
	知事戦略班	知事戦略局長
	政策推進班	政策推進局長
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
経営管理部	部長	経営管理部長
	危機担当監	総務局長
	総務班	総務局長
	行政経営班	行政経営局長
	財務班	財務局長
	ICT推進班	ICT推進局長
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
くらし・環境部	部長	くらし・環境部長
	危機担当監	管理局長、建築住宅局長、環境局長
	くらし・環境管理班	くらし・環境部管理局長
	県民生活班	県民生活局長
	建築住宅班	建築住宅局長
	環境班	環境局長
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
文化・観光部	部長	文化・観光部長
	危機担当監	管理局長、観光交流局長、空港振興局長
	文化・観光管理班	文化・観光部管理局長
	文化班	文化局長
	総合教育班	総合教育局長
	スポーツ班	スポーツ局長
	観光交流班	観光交流局長
	空港振興班	空港振興局長
空港管理班	静岡空港管理事務所長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
健康福祉部	部長	健康福祉部長
	危機担当監	管理局長、医療健康局長、生活衛生局長
	健康福祉総括班	健康福祉部管理局長
	医療看護班	医療健康局長
	要配慮者支援班	福祉長寿局長
	健康支援班	障害者支援局長
生活衛生班	生活衛生局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		

経済産業部	部長 経済産業部長 危機担当監 管理局長、農業局長	
物資班	経済産業部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
経済産業管理班	経済産業部管理局長	
産業革新班	産業革新局長	
就業支援班	就業支援局長	
商工業班	商工業局長	
農業班	農業局長	
農地班	農地局長	
森林・林業班	森林・林業局長	
水産業班	水産業局長	
交通基盤部	部長 交通基盤部長 危機担当監 管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長	
交通基盤管理班	交通基盤部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
建設支援班	建設支援局長	
道路班	道路局長	
河川砂防班	河川砂防局長	
港湾班	港湾局長	
都市班	都市局長	
出納部	部長 出納局長 危機担当監 出納局次長	
出納第1班	会計課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
出納第2班	用度課長	
企業部	部長 企業局長 危機担当監 企業局理事	
総括班	経営課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
水道企画班	水道企画課長	
地域整備班	地域整備課長	
がんセンター部	部長 がんセンター局長	
がんセンター-県庁駐在班	経営努力室長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部	部長 議会事務局長	
総務班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会班	議事課長	
災害情報連絡班	政策調査課長	
人事委員会部	部長 人事委員会事務局長	
人事第1班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
人事第2班	給与課長	
人事第3班	職員課長	
監査委員部	部長 監査委員事務局長	
監査班	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
労働委員会部	部長 労働委員会事務局長	
労働班	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部	部長 収用委員会事務局長	
収用班	審理調整課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育部	部長 教育長 危機担当監 教育部理事（総括担当）	
教育総務班	教育総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育政策班	教育政策課長	
施設班	財務課長	
福利班	福利課長	
義務教育班	義務教育課長	
高校教育班	高校教育課長	
特別支援教育班	特別支援教育課長	
健康体育班	健康体育課長	
社会教育班	社会教育課長	
文化財保護班	文化財保護課長	
警察部	部長 警備部長	
警察班	災害対策課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
中央連絡部	部長 ふじのくに大使館公使（東京事務所長）	
中央連絡班	東京事務所次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の3 「静岡県地震災害警戒本部指令部各班等事務分掌」

班	事務分掌
総括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害警戒本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 県防災会議、本部員会議、対策会議、班長会議に関する事。</li> <li>3 本部長の命令指示等の伝達に関する事。</li> <li>4 指令部及び各部の地震防災応急対策の調整に関する事。</li> <li>5 職員の配分調整に関する事。</li> <li>6 国、他県等関係機関への応援要請・連絡調整に関する事。 ※自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請は、対策班が実施する。 ※国の現地警戒本部との連絡調整に関する事を含む。</li> <li>7 国への避難等の報告、連絡に関する事。</li> <li>8 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>9 国等関係機関への陳情等に関する事。</li> <li>10 県議会との連絡調整に関する事。</li> </ol>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害警戒本部の経理に関する事。</li> <li>2 国の現地警戒本部の受入れ及び支援に関する事。</li> <li>3 静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関する事。</li> <li>4 静岡県地震防災センター来館者の安全確保に関する事。</li> <li>5 本部要員の生活維持に関する事。</li> <li>6 業務調整要員の配置調整に関する事。</li> <li>7 職員参集状況のとりまとめに関する事。</li> </ol>
対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の地震防災応急対策の実施の総括に関する事。</li> <li>2 方面本部、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>3 自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請に関する事。</li> <li>4 広域応援部隊等（DMATを除く）の受入・活動調整に関する事。</li> <li>5 方面本部指令班交通誘導係との連絡調整に関する事。</li> <li>6 緊急輸送ルートの設定に関する事。</li> <li>7 輸送手段及び燃料の確保・調整に関する事。</li> <li>8 航空機の安全運航の確保に関する事。</li> <li>9 応援ヘリコプターの受入（ドクターヘリを除く）及び応援活動に関する事。</li> <li>10 広域応援部隊等（DMATを除く）の活動の調整など、静岡空港の応援部隊の活動拠点としての運用に関する事。</li> </ol>

班	事務分掌
	10 応援ヘリコプターの集結拠点への要員の派遣に関する事。 11 防災ヘリコプターの運用に関する事。 12 防災ヘリポートの確保に関する事。 13 緊急消防援助隊の受入準備に関する事。 14 産業災害の地震防災応急対策の指導に関する事。 15 石油コンビナート、危険物、高圧ガス、火薬類の保安対策。 ※石油コンビナート等防災本部の業務が発生した場合は、当該業務を優先する。 16 県内の燃料供給施設の燃料保有状況の把握・確保のための関係機関との調整 17 燃料供給状況に関する県民への広報に必要な情報の提供
情報班	1 被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集に関する事。 2 警戒宣言、地震予知情報、地震情報、気象情報等の受領、伝達に関する事。 3 市町からの要請に係る文書の收受に関する事。 4 対策状況等のとりまとめ及び分析に関する事。 5 被害状況等、災害応急対策実施状況等に関する情報の発信、伝達に関する事。 ※広報班の実施する災害関連情報の提供等に関する業務を除く。
広報班	1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、地震防災応急対策実施状況などの災害関連情報の提供に関する事。 2 記者発表における報道機関への対応に関する事。 3 インターネット、県民だより臨時号等を利用した情報の発信に関する事。 4 地震防災応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理に関する事。 5 広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関する事。 6 県幹部、指令部及び各部への取材調整に関する事。 7 県民からの問合せへの対応に関する事。 8 市町、その他機関の要請に基づく広報に関する事。
原子力班	1 原子力発電所に関する事。 ※原子力災害対策（警戒）本部を設置する場合は、当該業務を優先する。
通信班	1 防災行政無線等の利用、調整に関する事。 2 防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等及び国との情報伝達手段の機能確保に関する事。 3 災害対策本部の情報映像機器の操作等に関する事。



## 別表本部の4 「静岡県地震災害警戒本部各部各班事務分掌」

### (1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所属職員の動員及び所在確認に関すること。 2 班の設置及び運営に関すること。 3 執務室内における転落防止その他保安措置に関すること。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管室 (課)に共通	1 所管県有施設の地震防災応急対策実施状況の把握に関すること。 2 所管地震防災応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理に関すること。 3 所管地震防災応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れに関すること。 4 その他特命事項に関すること。

### (2) 班別事務分掌

区 分	事 務 分 掌
<b>知事直轄部</b>	
知事直轄総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害のとりまとめに関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
知事戦略班	
秘書課	1 本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関すること。
知事戦略課	
政策推進班	
総合政策課	
財政課	地震防災応急対策の予算措置に関すること。
地域外交班	
地域外交課 多文化共生課	1 旅券事務の執務体制の確保に関すること。 2 海外報道機関への対応の支援に関すること。 3 駐日外国公館との連絡調整に関すること。 4 外国人への情報提供等の支援に関すること。
<b>経営管理部</b>	
総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
法務文書課	1 官報報告及び県公報の発行に関すること。 2 条例、規則の審査に関すること。 3 文書の収受・発送及び公印の管理に関すること。 4 情報公開（公文書開示）に関すること。
行政経営班	
行政経営課	
人事課	1 県内で行う地震防災応急対策のための職員配置等人的措置に関すること。 2 職員の安否調査及び対策に関すること。
福利厚生課	地震防災応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関すること。
健康指導課	本部及び方面本部職員の健康管理に関すること。
財務班	
税務課	地震災害による県税の救済措置の準備及び県税関係システムの機能確保に関すること。
管財課	1 県有財産の地震防災応急対策への活用に関すること。 2 本庁舎の地震防災応急対策の実施に関すること。 3 県庁自衛消防隊の活動に関すること。 4 庁内電話システムの機能確保措置に関すること。
地域振興班	
地域振興課	
市町行財政課	

区 分	事 務 分 掌
ICT推進班	
ICT政策課	CATV施設の被害状況の確認に関すること。
電子県庁課	1 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能確保に関すること。 2 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能復旧に関すること。 3 人事給与システム、財務会計システムの復旧に関すること。
統計利用課	
統計調査課	
くらし・環境部	
くらし・環境管理班	
総務監 経理監 政策監（移住・定住担当）	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
県民生活班	
県民生活課	1 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 2 不当取引事業者の指導に関すること。 3 消費生活相談及び県民相談に関すること。 4 震災復興相談センター調整会議の運営準備に関すること。 5 ふじのくにNPO活動センター来所者及び施設の安全対策に関すること。
くらし交通安全課	1 交通事故相談の実施に関すること。 2 交通安全関係団体との連絡調整に関すること。
男女共同参画課	1 男女共同参画の視点からの地震防災応急対策に係る情報収集・提供に関すること。 2 男女共同参画センター来館者の安全対策に関すること。 3 男女共同参画センター管内施設の安全対策に関すること。 4 男女共同参画団体に対する応援協力要請に関すること。
建築住宅班	
住まいづくり課 公営住宅課	1 住宅（公営住宅を含む）の被害調査に関すること。 2 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 3 応急仮設住宅の建設・借上げ及び公営住宅への一時入居に関すること。 4 災害公営住宅の供給及び指導等に関すること。 5 県営住宅の応急修理に関すること。 6 地震災害警戒本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。
建築安全推進課	1 建築物の被害調査に関すること。 2 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 3 建築制限と仮設建築物に対する制限緩和実施区域の指定に関すること。 4 震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関すること。 5 地震災害警戒本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。
環境班	
環境政策課	フロン回収に関すること。
環境ふれあい課	1 県民の森及び県立森林公園等の状況把握に関すること。 2 二次的避難所としてのゴルフ場施設の確保、あっせんに関すること。
自然保護課	
廃棄物リサイクル課	
生活環境課	
水利用課	1 飲料水、生活用水の確保及び供給に関すること。 2 水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
文化・観光部	
文化・観光管理班	
総務監 経理監 政策監	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の被害のとりまとめに関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
文化班	
文化政策課	1 県立美術館及びふじのくに地球環境史ミュージアムの地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。 2 グランシップ及び舞台芸術公園の地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。
富士山世界遺産課	静岡県富士山世界遺産センターの地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。

区 分	事 務 分 掌
総合教育班	
総合教育課	
大学課	県立大学及び静岡文化芸術大学の地震防災応急対策の支援及び連絡調整に関すること。
私学振興課	1 私立学校の地震防災応急対策の促進に関すること。 2 教育部及び関係機関との連絡に関すること。
スポーツ班	
スポーツ振興課	県武道館、県立水泳場及び富士水泳場の地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。
オリンピック・パラリンピック推進課	
ラグビーワールドカップ2019推進課	
観光交流班	
観光政策課 観光振興課	1 観光関係の被害調査に関すること。 2 観光客の避難状況等の動向調査に関すること。 3 県有観光施設の地震防災応急対策及び連絡調整に関すること。 4 公営国民宿舎等に対する2次的避難者の収容の協力要請に関すること。
空港振興班	
空港政策課 空港利用促進課 空港運営課	1 定期便・チャーター便等航空機の運行状況に関すること。 2 空港利用者の混乱防止、避難誘導等の空港の安全確保の把握に関すること。
空港管理班	
静岡空港管理事務所	1 東京航空局静岡空港出張所等関係機関との連絡調整に関すること。 2 空港の運用（離着陸の制限、入場制限等の準備及びその実施を含む。）に関すること。 3 空港利用者等に対する情報提供に関すること。 4 滞留旅客の避難等に関すること。
健康福祉部	
健康福祉総括班	
総務監 経理監 政策監 各局経理調整班	1 部内職員の動員及び安否確認に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 4 部内各班からの情報収集・提供に関すること。 5 災害救助法に関する国との調整に関すること。 6 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知に関すること。 7 災害救助法に係る市町への指導に関すること。
医療救護班	
医療政策課 地域医療課	1 医療救護の調整に関すること。 2 医療救護施設の設置準備状況の把握に関すること。 3 医師その他の医療従事者の確保に関すること。 4 医療救護施設（県立を除く。）の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 5 広域医療搬送活動の準備に関すること。 6 震災妊産婦、新生児の医療準備に関すること。
薬事課	1 輸血用血液の確保及び供給準備に関すること。 2 薬剤師等の確保及び派遣準備に関すること。 3 医薬品等の確保及び供給準備に関すること。 4 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握の準備に関すること。
疾病対策課	1 感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 難病患者等の支援の準備に関すること。
障害福祉課	精神科病院の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
国民健康保険課	保険診療の取扱いの特例準備に関すること。

区 分	事 務 分 掌
要配慮者支援班	
地域福祉課	1 社会福祉施設の避難状況等のとりまとめに関する事。 2 社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 3 保護施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 4 DCATの受入・活動調整に関する事。
こども未来課	児童福祉施設（保育所等）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
こども家庭課	1 り災児童、母子世帯の援護準備に関する事。 2 り災児童のメンタルヘルス準備に関する事。 3 児童福祉施設（児童福祉施設等）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
長寿政策課	1 り災老人の援護準備支援に関する事。
介護保険課	2 老人福祉施設等高齢者関係施設の地震防災応急対策の実施促進支援に関する事。
福祉指導課	3 災害時の介護保険の取扱準備に関する事。
障害者政策課	1 り災障害（児）者の援護準備に関する事。 2 障害（児）者福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
障害福祉課	り災障害（児）者の援護準備に関する事。
健康支援班	
健康増進課	1 り災者の健康支援準備に関する事。
障害福祉課	2 り災者の精神保健対策準備に関する事。
精神保健福祉センター	
生活衛生班	
衛生課	1 生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保の指導に関する事。 2 動物園等の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 3 食品衛生の確保に関する事。
疾病対策課	防疫活動の準備に関する事。
経済産業部	
物資班	
総務監	1 緊急物資調達のための国との調整・協議準備に関する事。 2 緊急物資の広域物資輸送拠点配分調整準備に関する事。
経済産業管理班	
総務監	1 部内各班の連絡調整に関する事。
経理監	2 部内の地震防災応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び所在確認に関する事。
組合検査課	
産業革新班	
産業政策課	1 産業に関する地震防災応急対策の総合調整に関する事。
マーケティング課	県内業者からの緊急物資（副食）の調達及びあっせんに関する事。
研究開発課	1 農林水産物等被害の技術対策の支援に関する事。 2 被災中小企業に対する技術支援に関する事。
エネルギー政策課	
就業支援班	
労働政策課	労政会館・いこいの家（おおとり荘）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
雇用推進課	就業相談に関する事。
職業能力開発課	1 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発準備に関する事。 2 技術専門学校・あしたか職業訓練校の訓練生の安否等に関する事。
商工業班	
商工振興課	産業経済会館及びインキュベーションセンターの地震防災応急対策の実施促進に関する事。
新産業集積課	1 被災中小企業に対する技術相談に関する事。 2 静岡県医療健康産業研究開発センターの被害調査及び地震防災応急対策に関する事
企業立地推進課	浜松内陸コンテナ基地の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
商工金融課	1 信用保証協会の業務指導に関する事。 2 労働金庫の業務指導に関する事。
経営支援課	商工3団体の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
地域産業課	1 鉱山の保安の連絡及び休廃止鉱山の保安指導に関する事。 2 緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の調達及びあっせんの準備又は実施に関する事。

区 分	事 務 分 掌
農業班	
農業戦略課	1 農作物・生産施設等の被害のとりまとめに関する事。 2 農作物等被害の技術対策に関する事。 3 農業団体に対する地震防災応急対策の応援協力要請に関する事。 4 AOI-PARC(先端農業推進拠点)の地震防災応急対策に関する事。
農業ビジネス課	1 農林大学の学生の安否等に関する事。 2 農業災害補償に関する事。 3 農業者の災害金融に関する事。
地域農業課	保管農薬の安全対策に関する事。
お茶振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。
農業振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。 3 県内業者からの緊急物資（主食）の調達及びあっせんに関する事。
畜産振興課	1 家畜、家さん及び畜産施設の被害調査に関する事。 2 家畜飼料及び畜産物に関する事。 3 家畜の衛生対策に関する事。
農地班	
農地計画課	1 農地・農業用施設 の地震防災応急対策に関する事。 2 関係機関との連絡・総合調整に関する事。
農地整備課	1 農地・農業用施設 の地震防災応急対策に関する事。 2 県有土地改良施設（農地防災ダム）の被害状況等の連絡準備及び報告体制の整備に関する事。
農地保全課	1 農地班の防災関係業務のとりまとめに関する事。 2 農地・農業用施設の被害状況等の連絡準備及び報告体制の整備に関する事。 3 土地改良施設の地震防災応急対策の促進に関する事。 4 県有土地改良施設（農地海岸）の被害状況等の連絡準備及び報告体制の整備に関する事。
農地利用課	農地・農業用施設の被害の調査及びとりまとめの準備に関する事。
森林・林業班	
森林計画課	森林・林業班の防災関係業務のとりまとめに関する事。
林業振興課	1 林産物及び林業施設の被害調査及び地震防災応急対策に関する事。 2 応急復旧製材品及び合板の調達及びあっせんに関する事。 3 林業団体に対する地震防災応急対策の応援協力要請に関する事。 4 林業者の災害金融に関する事。
森林整備課	1 造林地等の地震防災応急対策に関する事。 2 林道関係の地震防災応急対策に関する事。 3 県営林の地震防災応急対策に関する事。
森林保全課	治山関係の地震防災応急対策に関する事。
水産業班	
水産振興課	1 水産物・水産関係施設等に関する地震防災応急対策の推進に関する事。 2 水産業団体との連絡に関する事。 3 緊急物資（水産物）の調達及びあっせんの準備又は実施に関する事。 4 漁業高等学園の学生の安否等に関する事。
水産資源課	1 部所管取締船舶による海上輸送に関する事。 2 海上輸送に係る漁船調達の要請に関する事。
交通基盤部	
交通基盤管理班	
総務監	1 部内職員の動員及び所在確認に関する事。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関する事。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関する事。
経理監	部内の庁舎、公舎、設備の地震防災応急対策のとりまとめに関する事。
政策監	部内の地震防災応急対策に係る広報の窓口。



区 分	事 務 分 掌
建設支援班	
建設業課	「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者の災害時出動態勢の把握に関する事。
公共用地課	取得済公共用地の状況把握及び地震防災応急対策への応急使用準備に関する事。
建設技術企画課	土木事務総合電算システムの保安及びデータの保全に関する事。
工事検査課	農林土木工事積算施工管理システムの保安及びデータの保全に関する事。
営繕企画課 営繕工事課 設備課	1 解体関係団体との連絡調整に関する事。 2 施工中の県有建築物、県有建築設備の地震防災応急対策に関する事。 3 地震災害警戒本部くらし・環境部建築住宅班、方面本部土木班との連携・支援に関する事。 4 管財課の支援に関する事。
道路班	
道路企画課	静岡県道路公社の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
道路整備課	工事中の県管理国道及び県道の保安措置の連絡調整に関する事。
道路保全課	1 緊急輸送道路の通行規制情報収集に関する事。 2 工事中の県管理国道及び県道の保安措置の連絡調整に関する事。 3 道路災害応急復旧用備蓄資材の保有状況等の確認に関する事。
河川砂防班	
河川砂防管理課	
河川企画課	1 ダムの被災情報収集体制の確立及び地震防災応急対策の実施促進に関する事。 2 直轄管理の河川施設及び海岸保全施設における地震防災応急対策情報の収集に関する事。
河川海岸整備課	河川管理施設（ダムを除く。）及び海岸保全施設（港湾・漁港除く。）の被災情報収集体制の確立及び地震防災応急対策の実施促進に関する事。
土木防災課	1 部内職員の非常招集に関する事。 2 地震災害警戒本部交通基盤部の設置、運営に関する事。 3 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関する事。 4 部内地震防災応急対策（ソフト対策）の実施促進に関する事。 5 水防活動の準備に関する事。
砂防課	1 砂防関係施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 2 砂防関係施設、土砂災害危険箇所の被災調査の準備に関する事。 3 斜面危険度判定の準備に関する事。 4 土砂災害警戒情報の発表等の運用に関する事。
港湾班	
港湾企画課 港湾振興課	1 港湾内の緊急物資集積場所の確保準備に関する事。 2 港湾の被災情報の収集準備に関する事。 3 災害時における管理水域内の危険箇所等への標識の設置準備に関する事。
港湾整備課	1 緊急輸送用岸壁の確保に関する事。 2 港湾施設の地震防災応急対策に関する事。 3 津波防護施設の点検及び操作に関する事。
漁港整備課	1 漁港施設の地震防災応急対策に関する事。 2 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関する事。 3 津波防護施設の点検及び操作に関する事。
都市班	
都市計画課	
土地対策課	1 施行中の土地利用事業箇所の地震防災応急対策の指導に関する事。 2 施行中の大規模な開発行為箇所の地震防災応急対策に関する事。
景観まちづくり課	1 都市班の防災関係業務のとりまとめに関する事。 2 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
街路整備課	施行中の都市施設（街路）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
生活排水課	1 下水道の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 2 流域下水道の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
公園緑地課	1 都市公園の地震防災施設に関する事。 2 都市公園の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
地域交通課	自動車運送業者による臨時バスの要請に関する事。

区 分	事 務 分 掌	
出納部		
出納第1班		
会計課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 災害時の義援金の保管に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 災害時の会計処理体制に関すること。	
出納審査課	災害時の会計書類の保管に関すること。	
集中化推進課	給与・旅費等の支払に関すること。	
出納第2班		
用度課	1 車両用燃料の緊急調達に関すること。 2 本部必要物品の調達支援・相談に関すること。 3 本庁集中管理車（協定に基づく調達車両を含む。）の配車に関すること。 4 コピーセンターの機能確保に関すること。	
企業部		
総括班		
経営課	1 部内各室の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 企業部関係の地震防災応急対策のとりまとめに関すること。	
水道企画班		
水道企画課	1 部所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び地震防災応急対策に関すること。	
地域整備班		
地域整備課	1 分譲・造成中の地域振興整備事業用地の被害調査及び地震防災応急対策に関すること。	
がんセンター部		
がんセンター県庁駐在班		
がんセンター局県庁駐在	1 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 2 部内職員の安否のとりまとめに関すること。 3 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関すること。 4 県立静岡がんセンターの地震防災応急対策に関すること。	
議会部		
総務班		
総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。	
秘書室	正副議長との連絡に関すること。	
議会班		
議事課	議会の会議に関すること。	
災害情報連絡班		
政策調査課	議員との連絡及び調査活動に関すること。	
人事委員会部		
人事第1班		
総務課	1 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関すること。 2 人事委員部、監査委員部及び労働委員部の各部各班の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の動員及び所在確認に関すること。	
人事第2班		
給与課		
人事第3班		
職員課		
監査委員部		
監査班		
監査課		
労働委員会部		
労働班		
調整審査課		

区 分	事 務 分 掌	
収用委員会部		
	収用班	
	審理調整課	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 委員の所在確認に関すること。
教育部		
	教育総務班	
	教育総務課	部内各班の連絡調整に関すること。
	教育政策班	
	教育政策課	総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。
	施設班	
	財務課	教育施設の安全対策に関すること。
	福利班	
	福利課	1 教職員住宅の安全対策に関すること。 2 地震防災応急対策のための要請に係る教職員互助組合及び共済組合との連携に関すること。 3 教職員の健康管理に関すること。
	義務教育班	
	義務教育課	1 公立学校（園）に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 公立学校（園）の教職員の動員に関すること。
	高校教育班	
	高校教育課	1 公立学校に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 公立学校の教職員の動員に関すること。
	特別支援教育班	
	特別支援教育課	1 公立学校に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 公立学校の教職員の動員に関すること。
	健康体育班	
	健康体育課	1 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 2 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 3 教職員の動員及び調整に関すること。 4 教育関係広報のとりまとめに関すること。 5 休校その他学校管理に関すること。 6 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受入れ調整準備に関すること。 7 公立学校（園）の幼児、児童、生徒の安全対策に関すること。 8 公立学校（園）への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 9 学校給食施設の災害時の活用準備に関すること。
	社会教育班	
	社会教育課	1 社会教育施設の地震防災応急対策の促進と連絡調整に関すること。 2 青少年教育施設の地震防災応急対策の促進と連絡調整に関すること。
	文化財保護班	
	文化財保護課	県埋蔵文化財センターとの連絡調整に関すること。
警察部		
	警察班	
	災害対策課	1 警察の実施する地震防災応急対策の本部への報告に関すること。 2 警察本部との連絡調整に関すること。
中央連絡部		
	中央連絡班	
	東京事務所	1 政府、政党、上級機関に対する広報、陳情に関すること。 2 中央情報の収集に関すること。



## 別表本部の5

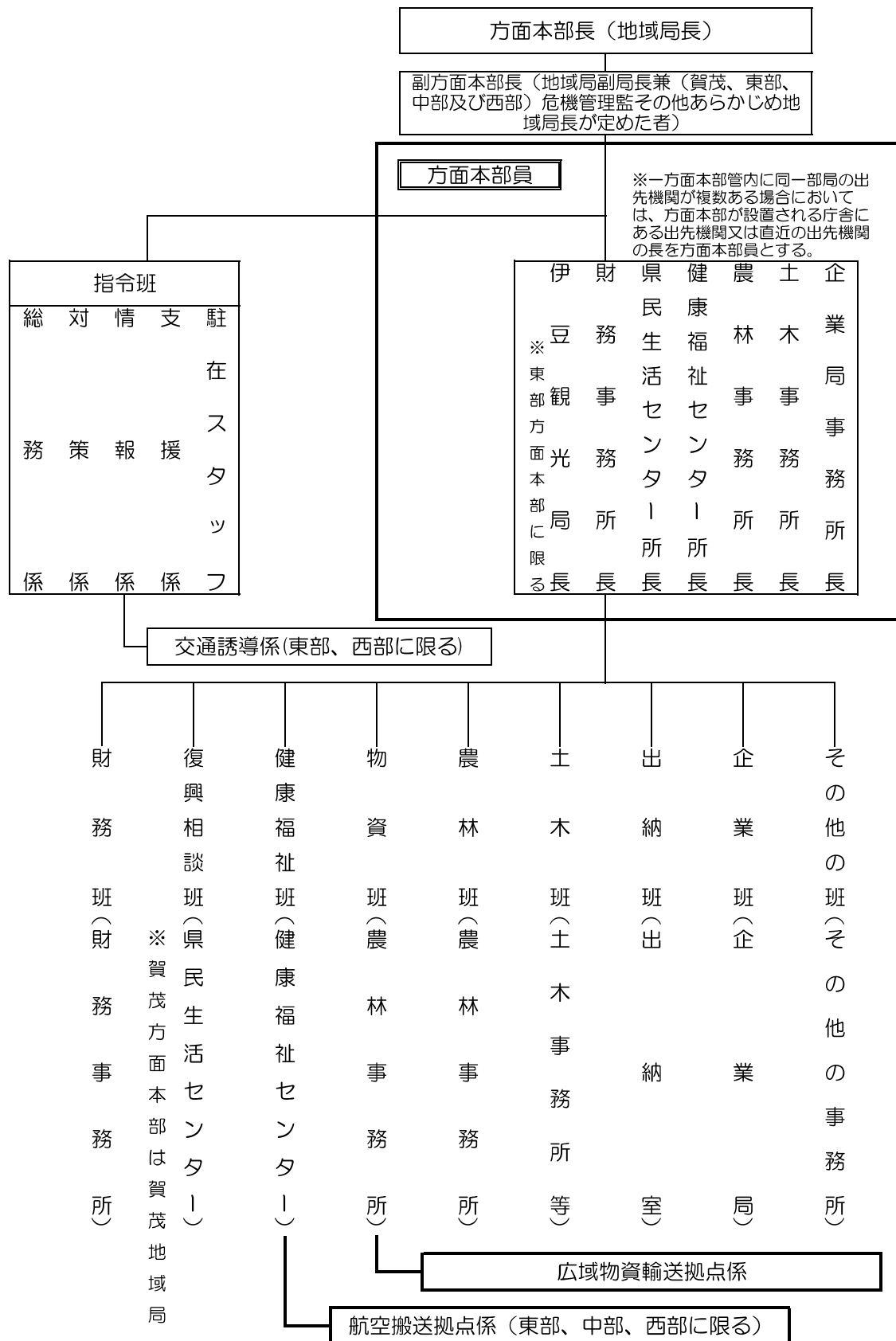
## 地震災害警戒本部本部員表

区分	根拠条文	職	選任方法	出先機関
副本部長	大規模地震対策 特別措置法 第17条第5項 第5号及び第3項	静岡県副知事	本部長任命	
	5-4 3	// 警察本部長	法定・ 本部長任命	
本部員	5-1	関東管区警察局	局長指名	
		東海財務局	//	静岡、沼津
		東海北陸厚生局	//	
		関東農政局	//	静岡地域センター、静岡地域センター沼津支所 浜松地域センター（神田庁舎）、浜松地域センター （中央庁舎） 西関東土地改良調査管理、大井川用水農業水利
		関東森林管理局	局長指名	伊豆、静岡、天竜
		関東経済産業局	//	
		関東東北産業 保安監督部関東支部	部長指名	
		中部近畿産業保安監督部	//	
		中部運輸局	局長指名	静岡（陸・海）、下田（海）
		第三管区海上保安本部	本部長指名	下田、清水
		東京管区气象台	台長指名	静岡（浜松、御前崎）
		東海総合通信局	局長指名	清水
		静岡労働局	//	浜松、静岡、沼津、三島、富士、磐田、島田、 清水
		中部地方整備局	//	静岡河川、静岡国道、沼津工事、富士砂防、 浜松工事、長島ダム、清水港湾
		東京航空局 東京空港事務所	//	

区分	根拠条文	職	選任方法	出先機関
	5-2	陸上自衛隊東部方面 総監部	総監指名	第1師団（富士教導団、第1普通科連隊、第34普通科連隊、第1後方支援連隊、第1戦車大隊） 第12旅団
	5-3	静岡県教育長	法定	
	5-4	静岡県警察本部長	//	
	5-5	静岡県副知事 危機管理監 知事戦略監 地域外交監 政策推進担当部長 経営管理部長 くらし・環境部長 文化・観光部長 健康福祉部長 経済産業部長 交通基盤部長 危機管理部長 危機管理監代理 危機管理部部長代理 出納局長 企業局長	知事指名 // // // // // // // // // // // // // // // // // //	
	5-6			市町及び消防機関については指名せず
	5-7	郵便局株式会社東海支社 静岡郵便局長  西日本電信電話(株) 静岡支店災害対策室長  日本銀行 静岡支店営業課長  日本赤十字社 静岡県支部総務課長  日本放送協会 静岡放送局長  中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部長	知事任命  //  //  //  //  //  //	

区分	根拠条文	職	選任方法	出先機関
	5-7	独立行政法人 水資源機構豊川用水 総合事業部管理課長	//	
		電源開発(株)中部支店 企画・管理 グループリーダー	//	
		東海旅客鉄道(株) 静岡支社総務課長	//	
		日本通運(株) 静岡支店総務課長	//	
		東が電力(株)フット (株)静岡総支社副支社長	//	
		中部電力(株) 静岡支店総務課長	//	
		静岡ガス(株) 環境安全対策室	//	
		静岡放送(株) 報道制作局長	//	
		静岡県医師会会長	//	
		(株)テレビ静岡 報道制作局長	//	
		(株)静岡朝日テレビ コンテンツ局長	//	
		(株)静岡第一テレビ 取締役報道制作局長	//	
		静岡エフエム放送(株) 取締役制作部長	//	

別表方面本部の1 「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制図」



## 別表方面本部の2 「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所管区域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町、小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、森町
方面本部長	賀茂地域局長	東部地域局長	中部地域局長	西部地域局長
副方面本部長	地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部員	下田財務事務所長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	伊豆観光局長 沼津財務事務所長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	藤枝財務事務所長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	磐田財務事務所長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
方面本部対策会議	方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長			
副班長	あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域局長が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	賀茂地域局（賀茂広域消費生活センター）	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産技術研究所伊豆分場	伊豆観光局 東部看護専門学校 吉原林間学園 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産技術研究所富士養鱒場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 沼津技術専門学校 あしたか職業訓練校 富士山麓山の村 静東教育事務所 静岡県富士山世界遺産センター	消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 農林技術研究所果樹研究センター 水産技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 清水技術専門学校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター 発達障害者支援センター 女性相談センター ふじのくに地球環境史ミュージアム 環境放射線監視センター ふじのくに茶の都ミュージアム	三方原学園 磐田学園 浜松学園 食肉衛生検査所 動物管理指導センター 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林大学校 浜松技術専門学校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の3 「静岡県地震災害警戒本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1 所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 2 所属職員の所在の確認に関すること。 3 所属職員の動員に関すること。 4 関係機関等との連絡に関すること。 5 班の設置及び運営に関すること。 6 庁舎等所有施設及び設備の落下転倒防止その他保安措置に関すること。 7 所管施設及び所管業務における地震防災応急対策に関すること。
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	1 所管地震防災応急対策業務に係る記録の収集及び整理に関すること。 2 所管地震防災応急対策業務に係る他県等応援職員の受入体制整備に関すること。 3 その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

班名	事務分掌
指令班	<p>&lt;総務係&gt;</p> 1 方面本部の設置及び運営に関すること。 2 県方面本部員会議及び県方面本部対策会議に関すること。 3 県方面本部の経理に関すること。 4 方面本部各班の連絡調整及び総括に関すること。 5 方面本部要員の生活維持に関すること。 6 国、他県等関係機関への要請、陳情等の調整・整理に関すること。 7 国の機関、国会議員・県議会議員等の視察・調査に関すること。 8 新聞、テレビ、ラジオ等による警戒宣言、地震予知情報、その他の伝達に関すること。 9 地震防災応急対策の広報に関すること。 10 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関すること。 11 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 12 地震防災応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真的収集整理に関すること。
	<p>&lt;対策係&gt;</p> 1 方面本部各班の地震防災応急対策実施の総括に関すること。 2 原子力発電所に関すること（中部・西部に限る。）。 ※原子力災害対策（警戒）本部を設置する場合は、当該業務を優先する。 3 地震防災応急対策の要請先において輸送手段を確保できない場合の輸送手段の確保に関すること。 4 各ライフライン及び危険物施設の地震防災応急対策の実施促進及び実施状況のとりまとめに関すること。 5 管内市町、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 6 県民からの要請の処理に関すること。 7 災害救助法の適用申請に関すること。

班 名	事 務 分 掌
指令班	8 対策班空港現地運用班への職員派遣に関する事（賀茂を除く。）。 9 観光客の避難その他の対策の促進に関する事。 10 管内の職員配分の調整に関する事。 11 市町に対する応援職員の派遣準備に関する事。 12 他県等応援職員の受入準備に関する事。 13 管内市町相互間の応援に係る指示又は調整の総括に関する事。 14 管内の広域応援部隊等（DMATを除く。）の受入準備及び活動調整に関する事。 15 緊急輸送ルートを選定指示に関する事。 16 荷揚げ設備の準備ができない港湾を利用した緊急物資の搬送に関する事。 17 管内市町の重要施設に関する燃料備蓄状況に関する事 <交通誘導係> 進出拠点の設置準備に関する事（東部・西部に限る。）。
	<情報係> 1 気象情報、交通情報、民心の動向等情報の収集伝達に関する事。 2 管内市町における避難状況、地震防災応急対策実施状況の収集及び県本部への報告に関する事。 3 防災行政無線等の利用調整に関する事。 4 県防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等の情報伝達手段の機能確保に関する事。
	<支援係> 1 市町地震災害警戒本部の運営支援に関する事。 2 管内市町の地震防災応急対策の代行調整に関する事。 3 他の係の業務支援に関する事。
	<駐在スタッフ> 1 総合庁舎内方面本部職員の生活維持に関する事。 2 総合庁舎内各班の業務等の情報収集に関する事。 3 参集するその他要員の管理に関する事。 4 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関する事（北遠総合庁舎に限る。）。 5 参集する航空搬送拠点要員の参集状況の把握及び管理に関する事（浜松総合庁舎に限る。）。 6 総合庁舎内の各班の業務支援に関する事（熱海総合庁舎に限る。）。
財務班	1 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関する事。 2 災害による県税の救済措置の準備に関する事。
復興相談班	1 震災復興相談センターの運営準備に関する事。 2 生活必需物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策準備に関する事。
健康福祉班	1 災害救助法による応急救助事務の実施準備に関する事。 2 健康福祉センター所管事項の地震防災応急対策に関する事。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護準備に関する事。 4 市町社協が行なう生活福祉資金の貸付準備に関する事。 5 市町に対する災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付準備に関する事。 6 義援金受付準備に関する事。

班 名	事 務 分 掌
健康福祉班	7 り災者に対する保健、栄養指導準備に関する事。           8 り災者の精神保健対策準備に関する事。           9 医療救護施設の開設準備状況の把握に関する事。           10 医療救護の調整準備に関する事。           11 医師その他の医療従事者の確保準備に関する事。           12 被災地の防疫活動準備に関する事。           13 難病患者等の支援の準備に関する事。           14 り災妊産婦医療、新生児医療の準備に関する事。           15 食品衛生及び生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保に関する事。           16 医薬品等の確保及び供給準備に関する事。           17 薬剤師等の派遣準備に関する事。           18 飲料水の確保、対策指導に関する事。           19 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握の準備に関する事。           20 航空搬送拠点係の要員の派遣に関する事（東部、中部、西部に限る。）。           21 航空搬送拠点の設置運営準備の支援に関する事（東部、中部、西部に限る。）。           <航空搬送拠点係> 航空搬送拠点の設置運営準備に関する事（東部、中部、西部に限る。）。
物資班	広域物資輸送拠点の運営支援準備に関する事。           <広域物資輸送拠点係> 広域物資輸送拠点の設置運営準備に関する事。
農林班	1 農畜産物及び林産物の被害調査準備に関する事。           2 家畜飼料の確保対策に関する事。           3 家畜衛生体制の確保の準備に関する事（家畜保健衛生所）。           4 農作物等被害軽減のための技術対策の支援に関する事。           5 農林業関係団体との連絡に関する事。           6 保管農薬の安全対策に関する事。           7 農林土木工事設計積算施工管理システムの保安及びデータの保全に関する事。           8 農地及び農業用施設の被害調査体制の準備に関する事。           9 大井川用水施設の点検及び操作に関する事（志太榛原農林事務所）。
土木班	1 通信手段の運用に関する事。           2 所有車両の状況確認に関する事。           3 緊急輸送路の確保に関する事。           4 緊急通行車両に関する事。           5 道路及び港湾施設の通行規制に関する事。           6 土砂災害危険箇所の状況確認の準備に関する事。           7 水防活動の準備に関する事。           8 防災情報施設の状況確認に関する事。           9 津波防護施設の点検・操作に関する事。           10 公有水面に関する事。           11 貯木場利用者に対する流出防止、係留索の強化等の実施の要請に関する事。           12 所管公共施設の被害情報収集体制の確立に関する事。           13 工事中の施設の保安措置に関する事。           14 建設業者の確保対策に関する事。



班 名	事 務 分 掌
土木班	15 土木総合電算システムの保安及びデータの保守に関すること。 16 各種台帳の管理に関すること。 17 備蓄資材の保有状況の確認等に関すること。 18 緊急物資集積場所として提供可能な空地（施設）の確保協力に関すること。 19 斜面判定士の派遣要請準備に関すること。 20 地震被災建築物応急危険度判定士の連絡体制及び受入調整に関すること。 21 管内市町の公共土木施設に係る地震防災応急対策の指導に関すること。 22 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の地震防災応急対策の指導に関すること。 23 応急仮設住宅の建設準備及び空き県営住宅等の確保に関すること。 24 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡体制及び広域応援体制に関すること。 25 水洗便所の使用制限についての流域市町への連絡に関すること。 26 災害対策本部経営管理部財務班、くらし・環境部建築住宅班との連携・支援に関すること。
出納班	1 集中管理車の配車に関すること。 2 指定金融機関等の営業状態の把握に関すること。 3 災害時の会計処理の準備に関すること。
企業班	1 所管の工業用水道及び水道施設の地震防災応急対策に関すること。 2 所管の事業用地の地震防災応急対策に関すること。 3 施工中の所管事業用地の地震防災応急対策に関すること。
その他の班	1 所管施設及び所管業務における固有の地震防災応急対策に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

危 対 第 332 号  
平成 30 年 2 月 1 日

知事戦略局広聴広報課長 様  
危機管理部各課長 様

危機対策課長

「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の県が実施する  
防災対応における事前配備体制について

「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の県が実施する防災対応については、平成 29 年 10 月 27 日付け危政第 118 号危機管理部長通知において、「東海地震に関連する情報」（東海地震調査情報（臨時）、東海地震注意情報）に対応した静岡県地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用する」とされたところです。

このうち、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時の対応である事前配備体制（情報収集体制）については、地域防災計画及び静岡県地域防災計画に基づく東海地震に関連する情報発表時の配備体制に関し必要な事項を定めた静岡県地震災害警戒本部等運営要領の定めを、別記のとおり読み替えて運用するので、所属職員への周知をお願いします。

担当 対策班 木村  
電話 内線 3601

(別記)

1 読み替え対象

- ・ 静岡県地域防災計画（地震対策の巻）第4章第1節1「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」
- ・ 静岡県地震災害警戒本部等運営要領別表共通の1「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」

2 読み替え内容

読み替え前	読み替え後
警戒体制	情報収集体制
で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる	所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした
東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報
危機管理部	危機管理部、企業局、教育委員会事務局
必要な地域危機管理局	必要な地域危機管理局、企業局東部事務所、企業局西部事務所

3 読み替え後

配備体制	配備基準	配備局等	
事前配備体制	気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報を発表した時	本庁	知事戦略局広聴広報課、文化・観光部空港振興局、交通基盤部、危機管理部、企業局、教育委員会事務局
		出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、必要な地域危機管理局、企業局東部事務所、企業局西部事務所
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

## 災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領

### 1 目的

静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）第2条第4項に規定する本部職員（以下「災害応急対策要員」という。）及び静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）第2条第3項に規定する本部職員（以下「地震防災応急対策要員」という。）の指名に関し、その手続き等を次のとおり定める。

### 2 要員

#### (1) 要員区分

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員（以下総称する場合「要員」という。）を次のとおり区分し、職員（再任用職員を含む。以下同じ。）をいずれかの要員に指名する。

なお、各要員が属する組織及び分掌事務は、静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）又は静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）の定めるところによる。

#### ① 指令部員

指令部の事務を処理する要員。

#### ② 方面本部指令班員

方面本部指令班の事務を処理する要員。

#### ③ 市町支援機動班員

市町に派遣され、派遣先の市町において被害情報の収集、応急対策の支援等、市町が実施する災害対応全般の支援を行う要員。

#### ④ 市町情報収集要員

市町災害対策本部又は市町地震災害警戒本部に派遣され、被害情報の収集及び連絡調整等の事務に従事する要員。

#### ⑤ 各部（方面本部）各班員

各部（方面本部）各班の事務を処理する要員。

#### ⑥ 拠点要員

航空搬送拠点又は広域物資輸送拠点（以下総称する場合「拠点」という。）において、重症患者等の搬送又は緊急物資の荷捌き調整等の事務に従事する要員。

#### ⑦ 業務調整要員

上記①から⑥のいずれにも属さず、本部長又は方面本部長が指示する業務に従事する要員。

なお、発災初期においては、原則として方面本部指令班応援要員として、方面本部指令班の事務を補助するものとする（賀茂危機管理庁舎並びに東部、藤枝及び中遠総合庁舎に参集する者に限る。）。

#### (2) 時間帯による区分

災害時等において迅速な災害応急対策等の事務に従事させるため、次のとおり勤

務中・勤務外に区分して要員指名を行うものとする。

① 勤務中要員

上記(1)の要員のうち、原則勤務中に災害が発生し若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に従事する要員。

② 勤務外要員

上記(1)の要員のうち、原則勤務外に災害が発生し若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に従事する要員。

なお、本要領でいう「勤務」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は、「勤務中」として取り扱う。

(3) 任務上の区分

① 基幹要員

上記(1)の要員のうち、各組織の運営の中心となる要員をいい、原則として勤務中・勤務外を問わず要員として従事可能な職員をもって構成する。

② 応援要員

上記(1)の要員のうち、基幹要員の事務を補佐する要員。

### 3 指名の手順

(1) 前年度中に行う事務

以下の区分ごとに記載した順番で指名する。

① 本庁職員

- ア 市町支援機動班員（注1）
- イ 市町情報収集要員（注2）
- ウ 指令部員
- エ 空港現地運用班員
- オ 各部（方面本部）各班員
- カ 拠点要員（応援要員）（注2）
- キ 業務調整要員（注3）

② 出先機関職員

- ア 市町支援機動班員（注1）
- イ 市町情報収集要員（注2）
- ウ 方面本部指令班員
- エ 空港現地運用班員
- オ 方面本部各班員
- カ 拠点要員（基幹要員）
- キ 拠点要員（応援要員）（注2）
- ク 業務調整要員（注3）

(注1) 前年度に指名されていた職員のうち、引き続き指名可能な職員。特に、ドローンの有資格者は特段の理由がない限り、引き続き指名すること。

(注2) 前年度に指名されていた職員のうち、引き続き指名可能な職員。

なお、地域局長は、市町情報収集要員について不足するおそれがある場合は、指名基準等に見合う職員を別途指名することができる。

(注3) いずれの要員にも指名されていない職員（暫定的に指名）。

## (2) 年度当初に行う事務

各部局長及び各出先機関の長は、前年度中に要員指名されていない職員（暫定的に業務調整要員として指名される職員）を、様式4により危機管理監又は各地域局長に推薦し、危機管理監又は各地域局長は、原則として4月下旬までに以下の①～③の順番で指名する。

- ① 市町情報収集要員
- ② 拠点要員（応援要員）
- ③ 業務調整要員

## 4 要員区分ごとの指名手続き

### (1) 指令部員（市町支援機動班員及び空港現地運用班員を除く）

#### ① 構成

指令部員は、危機管理部職員と各部局長から推薦された者で構成する。

#### ② 推薦手順

各部局長は、本庁に勤務する部局内職員の中から、別紙1に定める人員を健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式1により危機管理監に推薦する。

なお、推薦者は、原則として入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで原則として30分程度で参集できる者とする。

#### ③ 留意事項

ア 各部局長の推薦に当たっては、防災業務経験者を優先する。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

ウ 各部局において、災害応急対策又は地震防災応急対策に必要な専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各所属のBCP（業務継続計画）に配慮すること。

### (2) 市町支援機動班員

「市町支援機動班の取扱い」に定めるところによるほか、以下の手続きにより指名を行うものとする。

#### ① 構成

市町支援機動班員は、各部局長から推薦された者で構成する。

#### ② 推薦手順

ア 推薦者数の割当て

危機管理監は、各部局の職員数を基礎とし、災害時の所掌業務を鑑みて、各

部局に推薦数を割り当てる。

なお、危機管理監は、各部局の実情に応じて、各部局の推薦数を変更することができる。

#### イ 推薦要領

上記アにより割当てを受けた各部局は、本庁及び出先機関の所属職員の中から、健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式8により危機管理監に推薦する。

### (3) 空港現地運用班員

#### ① 推薦手順

各部局長は、本庁に勤務する部局内職員の中から、別紙1に定める人員を健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式1により危機管理監に推薦する。

なお、推薦者は、原則として入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで富士山静岡空港まで原則として60分程度で参集できる者とする。

#### ② 留意事項

ア 各部局長の推薦に当たっては、防災業務経験者を優先する。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

ウ 各部局において、災害応急対策又は地震防災応急対策に必要な専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各所属のBCP（業務継続計画）に配慮すること。

#### ③ その他

別紙2に掲げる人員については、地域局長（賀茂を除く）が管内出先機関の職員の中から危機管理監に要員を推薦し、危機管理監は3月末までに要員を指名する。

なお、推薦手順及び留意事項については、上記①及び②に準ずるものとする。

### (4) 方面本部指令班員

#### ① 構成

方面本部指令班員は、地域局の職員と各出先機関の長から推薦された者で構成する。

#### ② 推薦手順

ア 推薦者数の割当て

地域局長は、別紙2を参考に方面本部指令班を構成する要員数を定め、その数を管内の出先機関に割り当てる。

なお、別紙2は管内市町数等を基礎に指令班員数の目安を示したものであり、地域局長は、方面本部の実情に応じて変更することができる。

#### イ 推薦要領

上記アにより割当てを受けた出先機関の長は、所属職員の中から、健康状態、

住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式2により地域局長等に推薦する。

なお、推薦の対象者は、原則入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで原則として30分以内で参集できる者とする。また、東部地域局管内の出先機関の長は、所属職員に熱海市居住者(出先機関の課長以上及び前年度から継続して指名する市町情報収集要員を除く)がいる場合は、上記アにより割当てられた人数に関わらず、熱海総合庁舎における要員とするために東部地域局長に推薦する。

### ③ 留意事項

ア 推薦に当たっては、防災業務経験者を優先すること。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続すること。

ウ 各出先機関において、災害応急対策又は南海トラフ地震臨時情報発表時に県が実施する応急対策に必要となる専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各出先機関のBCP(業務継続計画)に配慮すること。

### (5) 市町情報収集要員

「市町情報収集要員の取扱い」に定めるところによるほか、以下の手続きにより指名を行うものとする。

① 各部局及び各出先機関の長は、所属職員のうち、前年度に市町情報収集要員として指名されていた職員について、人事異動状況、本人の健康状態等を考慮のうえ、継続して指名可能な要員を、様式3-1及び様式3-2により勤務中・外の別に地域局長に推薦する(本庁各部局にあっては、危機対策課経由とする。)

② 上記①により必要な要員数を確保できない場合は、地域局長は各部局及び各出先機関から提出された様式4をもとに、関係する部局及び出先機関に要員の割当てを行い、関係する各部局長及び各出先機関の長に推薦を依頼する。

③ 上記②により割当てを受けた部局長及び出先機関の長は、所属職員の中から住所等を考慮し、勤務中・外の要員別に様式4により各地域局長に推薦する。

なお、推薦に当たっては、勤務中・外を問わず市町情報収集要員として従事可能な職員を優先する。

### (6) 各部(方面本部)各班員

① 各部局長及び各出先機関の長は、所属職員(勤務場所が離れている職員を含む)の中から、その分掌する事務を行わせるために必要な人員をあらかじめ定め、各部(方面本部)各班員として指名する。

② 勤務外に要員が不足する組織においては、同一部局内で適宜調整を行い、他の所属に勤務する職員を当該班員として事務に従事させることができる。

ただし、建築関係技術職員については、部を超えて各部(方面本部)各班員として事務に従事させることができる。

### (7) 拠点要員

#### ① 推薦手順



## ア 基幹要員

拠点の運営事務を所管する出先機関の長は、別紙3を参考に当該拠点に係る運営事務を行わせるために必要な人員をあらかじめ定め、所属職員の中から拠点要員（基幹要員）を指名する。

## イ 応援要員

(ア) 地域局長は、拠点の運営事務を所管する出先機関の長と協議のうえ、別紙3を参考に拠点要員（応援要員）として必要な要員数をあらかじめ定める。

(イ) 各部局長及び各出先機関の長は、所属職員のうち、前年度に拠点要員（応援要員）として指名されていた職員について、人事異動状況、本人の健康状態等を考慮のうえ、継続して指名可能な拠点要員（応援要員）を、様式3-1及び様式3-2により勤務中・外の要員別に地域局長に推薦する（本庁各部局にあつては、危機対策課経由とする。）。

(ウ) 上記(イ)に定める推薦の対象は、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで原則として60分以内で参集できる者とする。

(エ) 必要な要員数を確保できない場合は、地域局長は、各部局長及び各出先機関から提出される様式4を参考に要員の割当てを行い、関係する各部局長及び各出先機関の長に推薦を依頼する。

(オ) 上記(エ)により推薦依頼を受けた各部局長及び出先機関の長は、所属職員の中から、健康状態及び住所等を考慮し、拠点要員（応援要員）を勤務中・外の要員別に様式4により各地域局長に推薦する。

(カ) 地域局長は、上記(イ)又は(オ)により推薦のあった職員を勤務中・外の要員別に拠点要員（応援要員）として指名するとともに、その結果を拠点の運営事務を所管する出先機関の長に報告する。

## ② 留意事項

ア 人事異動や健康状態等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

イ 拠点要員の指名に当たっては、発災直後の業務の優先度に鑑み、航空搬送拠点の要員確保に配慮する（航空搬送拠点要員は、業務の収束後、方面本部長の指示により、広域物資輸送拠点業務など他の業務へ従事することがある。）。

## (8) 業務調整要員

危機管理監又は地域局長は、上記(1)から(6)により指名された要員以外の者を業務調整要員として指名するとともに、業務調整要員の参集先の庁舎を管理する出先機関の長に報告する。

## 5 指名した要員の報告

(1) 各部局長は、所管する部局（本庁のみ）の要員数を、様式5-1により危機管理監へ報告する。

(2) 各出先機関の長は、所属の要員数を、様式5-1により所管の地域局長へ報告し、各地域局長は、方面本部の要員数を取りまとめて様式5-1により危機管理監へ報告する。

また、各地域局長は、方面本部指令班の要員数を、様式5-2により危機管理監へ報告する。

(3) 地域局長は、市町情報収集要員の指名状況を、様式6により危機管理監に報告する。

(4) 各部局長は、所管する各部（方面本部）各班員の指名状況を把握しておく。

## 6 要員指名の変更等

各部局長及び各出先機関の長は、職員の人事異動、住所の変更、健康状態若しくは家庭の事情等により、要員指名の変更が生じた場合、速やかに上記5の報告先に変更内容を報告する。

## 7 再任用職員の取扱い

再任用職員は、職員定数にカウントされ、身分上は一般職員と同様であることから、原則として要員に指名する。

ただし、再任用職員のうち短時間勤務の職員は、変則的な勤務形態であること等を踏まえ、各所属が所掌する事務のうち補助的な事務に従事させることを基本とする。

## 8 所属長等の責務

(1) 各所属長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等における迅速な初動体制の確立を図るため、所属職員の静岡県危機管理情報一斉配信システムへの登録を推進する。

(2) 各所属長は、所属職員に要員区分、参集場所、職務内容等を周知するとともに、勤務外における迅速かつ的確な参集を期するために、所属職員の電話連絡網等を整備する。

(3) 各所属長は、所属職員に対し、災害時に各人が担当する事務について常に研修させるとともに、災害時に対処すべき事務等をマニュアル等に整理するなど、日頃から防災事務の的確な準備を欠かさないものとする。

また、勤務外における応援要員として方面本部指令班等における初動対応に従事することとなる者に対する研修・訓練について配慮するものとする。

(4) 所属長の職務代理者の指名

各所属長は、居住地その他の事情等により、直ちに本部又は方面本部の業務に就くことが困難な場合を想定し、当該所属職員の中から、職位、健康状態及び住所等を考慮し、職務代理者をあらかじめ指名しておくものとする。

(5) 事前配備体制時に参集する要員の指名

静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1により事前配備体制をとる所属の長は、事前配備体制時に参集する要員について、当該所属の職員の中から事務分掌、職位、健康状態及び住所等を考慮し、あらかじめ指名しておく。

## 9 個人情報の取扱い

要員指名名簿等に記載された個人情報については、静岡県個人情報保護条例等の関係規定に基づき、その取扱いについて十分に留意するものとする。

## 10 その他

### (1) 指令部員及び方面本部指令班員の応援要員

危機管理部職員（本庁・出先機関）及び経営管理部地域局職員のうち、勤務外に職場への参集が困難な者については、最寄りの庁舎（本庁、賀茂、東部、藤枝、中遠）へ参集し、交通状況が改善するまでの間、本部指令部又は方面本部指令班の応援要員として、当該事務を補助するものとする。

なお、危機管理部職員（本庁・出先機関）及び経営管理部地域局職員の要員指名状況については、様式7により関係所属間で相互に情報共有する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年3月15日から施行する。

指令部各G・班の部局等指名状況一覧表(グループ、班別の要員数は変更する場合あり)

指令部各班 部 局	総務班	支援調整G	対策G		情報G	広報班	原子力班	通信班	計	
			うち 市町支援 機動班	うち 空港現地 運用班						
知事直轄組織	7	2	5	2	1	7	32	5	58	
広 聴 広 報 課						23			23	
デ ジ タ ル 戦 略 局	2				4	4		5	15	
上記以外	5	2	5	2	1	3	5		20	
危機管理部	11	15	22	1	2	13		9	6	76
経営管理部	7	6	10	8		10	7	1		41
くらし・環境部	2	2	10	4	1	3	8	3		28
県 民 生 活 課		2								2
スポーツ・文化観光部	2	1	11	3	1	11	2		3	30
健康福祉部		3	13	6	1	2				18
経済産業部	3	5	24	9	1	24	3	2		61
エ ネ ル ギ ー 政 策 課		1						1		2
上 記 以 外	3	4	24	9	1	24	3	1		50
交通基盤部	2	1	10	6		4				17
建 設 経 済 局	1		1	1		2				4
建 築 管 理 局										
上記以外	1	1	9	5		2				13
出納局	6	2	1	1		4				13
企業局			1	1		1	2			4
県 議 会 事 務 局		3				1				4
人 事 委 員 会 事 務 局	}	1	2	1			2			5
監 査 委 員 事 務 局										
労 働 委 員 会 事 務 局										
収 用 委 員 会 事 務 局										
教 育 委 員 会 事 務 局	5	3	3	3		1				12
合 計	46	43	112	45	7	81	56	15	14	367

注 1 本表は、災害対策本部及び地震災害警戒本部に係る指令部員の構成に関するものである。 別に 出先機関より 8人あり  
 2 支援調整G要員の推薦にあたっては、知事、副知事の秘書は推薦しないこと。  
 また、議会事務局の支援調整G要員は支援調整G業務に従事するとともに、議会との連絡調整業務も担当する。  
 3 対策Gには、消防防災航空隊職員を含み、総務班には、地震防災センター職員を含む。  
 4 災害対策本部等の体制見直しに伴い、今後、構成人数を変更することがある。

危機管理部76人は、幹部5人を除く数字。

### 方面本部指令班の基準班員数

指令班各係 方面本部	総務係	対策係	情報係	支援係	市町情報 収集要員	駐在	交通 誘導係	計
賀 茂	14	14	21	3	36	3	0	91
東 部	28	26	40	10	84	12	16	216
中 部	23	26	24	7	42	6	0	128
西 部	23	28	28	7	48	9	16	159
合 計	88	94	113	27	210	30	32	594

- 注 1 本表は、方面本部の管内人口や市町数等をもとに各方面本部の基準となる方面本部指令班員数を示したものであり、各方面本部の実情に応じて指令班員数を変更できるので留意すること。
- 注 2 支援係については、原則として地域局地域課の職員を複数名充てること（他の係との兼務も可）。
- 注 3 駐在については、原則として財務事務所、健康福祉センター、農林、土木事務所の職員を充てること。
- 注 4 表中の情報係の人数には、市町情報収集要員は含まれていない。
- 注 5 地域局職員を各係に最低1名、配置することを基準として、勤務ローテーションを組むこととする。

### 方面本部物資班の基準班員数

班 区 分	賀茂	沼津	富士	静岡	藤枝	磐田	浜松
班別人数	6	10	6	9	8	8	9

- 注 1 本表は、方面本部物資班を担当する各農林事務所の要員数である。
- 注 2 広域物資輸送拠点係員の人数は、本表の要員数に含まない。

### 指令部対策班空港現地運用班の基準班員数

班・係名	設置場所	東部・中部・西部
空港現地運用班	富士山静岡空港	6

- 注 東部・中部・西部地域局は、管内の出先機関の職員の中から要員を危機管理監に推薦し、危機管理監が指名する。  
なお、各地域局の定員の割り振りには、危機対策課が中心となり、その都度調整を行う。

## 拠点要員の指定基準

## (1) 拠点要員の指定基準

## ① 方面本部健康福祉班航空搬送拠点係

要員区分		基幹要員	応援要員	計	係設置場所	要員参集先
東部	東部健康福祉センター	12		12	愛鷹広域公園（沼津市）	東部健康福祉センター
	沼津財務事務所		40	40		
	その他の所属		50	50		
	計	12	90	102		
中部	中部健康福祉センター	12		12	富士山静岡空港（牧之原市）	中部健康福祉センター
	藤枝財務事務所		19	19		
	その他の所属		71	71		
	計	12	90	102		
西部	西部健康福祉センター	12		12	航空自衛隊浜松基地（浜松市）	浜松総合庁舎（1階災害対策室）
	浜松財務事務所		55	55		
	その他の所属		35	35		
	計	12	90	102		
合計		36	270	306		

- 注 1 本表は、方面本部健康福祉班航空搬送拠点係を構成する事務所の基本的な編成人員を示したものであり、各事務所の実情に応じて人員数を変更できるので留意すること。  
 なお、管内の居住者数等の実情により必要な要員数の確保が困難な場合は、参集した業務調整要員の中から優先的に当該事務に従事させるなど必要な対応を検討しておくこと。
- 2 1で定めた人員を確保できない場合は、地域局に調整を依頼し、他の方面本部の所管事務所勤務者等で当該航空搬送拠点の近傍に居住している者を要員として指名する。
- 3 要員の居住地、地域の実情等に応じて、要員の参集先を別に定めることも可とする。

## ② 方面本部物資班広域物資輸送拠点係

要員区分		基幹要員	応援要員	計	要員参集先	配置する広域物資輸送拠点	
							方面本部・地域
賀茂	賀茂農林事務所	12		12	賀茂農林事務所	・(株)河津建設資材倉庫（下田市）	
	下田財務事務所		4	4			
	その他の所属		8	8			
	計	12	12	24			
東部	沼津	熱海財務事務所	15		15	東部農林事務所	・キラメッセ沼津（沼津市） ・愛鷹広域公園（沼津市） ・富士市産業交流展示場（富士市）
		沼津財務事務所	10		10		
		東部農林事務所	40		40		
		その他の所属		50	50		
	計	65	50	115			
	富士	富士農林事務所	22		22	富士農林事務所	
		富士財務事務所	14		14		
		その他の所属		46	46		
計		36	46	82			

中部	静岡	中部農林事務所	30		30	中部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡産業支援センター（静岡市）</li> <li>・大井川農業協同組合農産物集出荷場（藤枝市）</li> <li>・富士山静岡空港（臨時）</li> </ul>
		静岡財務事務所		20	20		
		その他の所属		34	34		
		計	30	54	84		
	藤枝	志太榛原農林事務所	34		34	志太榛原農林事務所	
		その他の所属		48	48		
計		34	48	82			
西部	袋井	中遠農林事務所	36		36	中遠農林事務所	
		磐田財務事務所		6	6		
		その他の所属		40	40		
		計	36	46	82		
	浜松	西部農林事務所	34		34	西部農林事務所	
		その他の所属		50	50		
		計	34	50	84		
合計		247	306	553			

注 1 本表は、方面本部物資班広域物資輸送拠点係を構成する事務所の基準となる編成人員を示したものであり、各事務所の実情に応じて編成事務所、人員数を変更できるので留意すること。

なお、管内の居住者数等の実情により必要な要員数の確保が困難な場合は、参集した業務調整要員の中から優先的に当該事務に従事させる物資班相互で地域間調整を図るなど必要な対応を検討しておくこと。

- 1で定めた人員を確保できない場合は、地域局に調整を依頼し、他の方面本部の所管事務所勤務者等で当該参集先農林事務所の近傍に居住している者を要員として指名する。
- 要員の居住地、地域の実情等に応じて、要員の参集先を別に定めることも可とする。
- 富士山静岡空港（臨時）の要員（5名）は、拠点に常駐し、空港現地運用班の指揮下で活動する。

### ③ 方面本部土木班が所管する港湾における物資関連業務従事要員

防災応急対策の進捗状況に応じ、業務調整要員の中から、地域局長が優先的に指名する。

#### (2) 拠点要員の配置基準及び従事業務

区分	要員配置基準 (1拠点あたり)	従事業務
方面本部健康福祉班航空搬送拠点係	51名×2交代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担架による患者の搬送</li> <li>・患者の出入り管理</li> </ul>
方面本部物資班広域物資輸送拠点係	約40名×2交代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資の受入、荷捌き</li> <li>・市町村払出、出納管理</li> </ul>
方面本部土木班が所管する港湾における物資関連業務従事要員	約20名×2交代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾を利用した緊急物資の受入</li> </ul>

注 本表は、現場業務の標準業務量等をもとに基準となる現場業務要員数を示したものであり、各現場の実情に応じて要員数を変更できるので留意すること。













災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員数報告書  
(令和 年 月 日現在)

担 当 所 属 : \_\_\_\_\_  
 担 当 者 名 : \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

要 員 区 分		勤 務 中	勤 務 外
本 方 面 本 部 員 員			
指 令 部 員			
うち市町支援機動班			
うち空港現地運用班			
方 面 本 部 指 令 班 員 (※3)			
うち市町情報収集要員			
各 部 各 班 員			
うち建築関係要員 (※2)			
方 面 本 部 各 班 員 (※4)			
うち建築関係要員 (※2)			
拠 点 要 員 (航空搬送拠点係)	基 幹 要 員		
	応 援 要 員		
	小 計	0	0
拠 点 要 員 (広域物資輸送拠点係)	基 幹 要 員		
	応 援 要 員		
	小 計	0	0
業 務 調 整 要 員			
合 計		0	0

- ※1 勤務中要員、勤務外要員をそれぞれ記入する。
- ※2 経営管理部（営繕関係）、くらし・環境部（建築住宅局）、交通基盤部（土木事務所）のみ記載
- ※3 方面本部員と兼務のものは除く
- ※4 拠点要員は除く

方面本部指令班員等報告書

担当所属 : \_\_\_\_\_  
 担当者名 : \_\_\_\_\_  
 電話番号 : \_\_\_\_\_

区 分	基準要員数	要員数
指 令 班 長		
<u>うち方面本部員と兼任</u>		
指 令 班 副 班 長		
<u>うち方面本部員と兼任</u>		
総 務 係		
対 策 係		
情 報 係		
支 援 係		
駐 在		
交 通 誘 導 係		
市 町 情 報 収 集 要 員		
合 計		0

※合計から方面本部員数を除いた人数は、様式 5 - 1 の「方面本部指令班員」の人数と合わせる

## 市町情報収集要員配置状況報告書

担当所属：

担当者名：

電話番号：

方面本部	市町名	勤務中要員			勤務外要員		
		要指名要員数	指名済み要員数	未指名要員数	要指名要員数	指名済み要員数	未指名要員数
賀茂	下田市			0			0
	東伊豆町			0			0
	河津町			0			0
	南伊豆町			0			0
	松崎町			0			0
	西伊豆町			0			0
賀茂方面本部計		0	0	0	0	0	0
東部	沼津市			0			0
	熱海市			0			0
	三島市			0			0
	富士宮市			0			0
	伊東市			0			0
	富士市			0			0
	御殿場市			0			0
	裾野市			0			0
	伊豆市			0			0
	伊豆の国市			0			0
	函南町			0			0
	清水町			0			0
	長泉町			0			0
小山町			0			0	
東部方面本部計		0	0	0	0	0	0
中部	静岡市			0			0
	島田市			0			0
	焼津市			0			0
	藤枝市			0			0
	牧之原市			0			0
	吉田町			0			0
川根本町			0			0	
中部方面本部計		0	0	0	0	0	0
西部	浜松市			0			0
	磐田市			0			0
	掛川市			0			0
	袋井市			0			0
	湖西市			0			0
	御前崎市			0			0
	菊川市			0			0
森町			0			0	
西部方面本部計		0	0	0	0	0	0
県合計		0	0	0	0	0	0







## I-12

## ○ 災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

制定昭和 37 年 10 月 15 日 条例第 49 号  
改正平成 27 年 3 月 20 日 条例第 32 号

## 条例第 49 号

災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例をここに公布する。

災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 84 条第 2 項の規定に基づき、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(損害補償の種目)

第 2 条 損害補償の種目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償
- (4) 遺族補償
- (5) 葬祭補償
- (6) 打切り補償

(補償基礎額)

第 3 条 前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行なうものとする。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 法第 71 条第 1 項の規定により災害応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)のうち、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に規定する労働者である者については、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 8 条第 2 項第 1 号の規定の例による。
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、令第 8 条第 2 項第 2 号の規定の例による。
- (3) 法第 71 条第 1 項の規定により災害応急措置の業務に協力した者については、静岡県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和 51 年条例第 59 号)第 4 条に規定する基礎額の例により知事が定める額

(一部改正〔平成 27 年条例 32 号〕)

第 4 条 療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切り補償及び補償の重複禁止については、令第 9 条から第 16 条までの規定の例による。

(一部改正〔平成 27 年条例 32 号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月12日  
静岡県(危機管理部)

## 災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

### 1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

### 2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

### 3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

（例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者

- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
- ・旅行や仕事等により外出して何らかの理由で連絡が取れない者

(参考) 府政防第 972 号、消防災第 132 号 (令和 3 年 9 月)

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

#### 4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

#### 5 公表する情報

##### (1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

##### (2) 公表しない場合

ア 被災したことが明らかであり、検索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合

- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

## 6 公表時期の目標

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね 48 時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約 6～12 時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

## 7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

## 8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から 24 時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。

- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。
- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から 48 時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

## 9 公表及び追加情報の受付方法

### (1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

## (2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

## 10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第 86 条の 15 の規定に留意する。

## 11 公表期間

公表後、概ね 1 週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

## 【参考】

### 1 関連法令等

#### (1) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

#### (2) 災害対策基本法

第 86 条の 15（安否情報の提供等）第 1 項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

### 2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7 月 5 日早朝（災害発生から約 44 時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意



を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難)が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した(警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため)。

7月5日20:30(災害発生から約58時間後)、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15(約74時間後)、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱(輻輳)することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

### 3 事前準備(あらかじめの備え)

#### (1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

#### (2) 個別事項

##### ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

##### イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話(番号・回線)やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

##### ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

令和3年11月12日  
静岡県(危機管理部)

## 災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

### 1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

### 2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

### 3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

### 4 公表する情報

#### (1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

## (2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

## 5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

## 6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

## 7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

## 8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

## 9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

## 10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

## 【参考】

### 1 関連法令等

#### (1) 防災基本計画（国）

##### 第2編 第2章 第2節

##### 1 災害情報の収集・連絡

##### (3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

#### (2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

#### (3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

##### 第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

#### (4) 戸籍法

##### 第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなけ

ればならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）

第 4 条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

令和3年11月12日  
静岡県(危機管理部)

## 災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

### 1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

### 2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求め中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

### 3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成24年3月消防応第49号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

#### 4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となつて行うことを原則とする。

#### 5 公表する情報

##### (1) 公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

##### (2) 公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

#### 6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

#### 7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。



## 8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。  
その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

## 9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

## 【参考】

### 1 防災基本計画（国）

#### 第2編 第2章 第2節

#### 1 災害情報の収集・連絡

#### （3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

### 2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

### 3 戸籍法

#### 第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」